

第155期 決算公告

2021年6月30日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 大石 慶之

貸借対照表(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	127,564	預 金	1,856,859
現 金	15,832	当 座 預 金	100,195
預 け 金	111,732	普 通 預 金	1,012,516
有 価 証 券	364,801	貯 蓄 預 金	14,316
地 方 債	106,027	通 知 預 金	3,722
社 債	153,316	定 期 預 金	688,166
株 式	8,189	定 期 積 金	20,217
そ の 他 の 証 券	97,268	そ の 他 の 預 金	17,725
貸 出 金	1,664,687	譲 渡 性 預 金	124,400
割 引 手 形	10,576	借 用 金	80,000
手 形 貸 付	72,347	借 入 金	80,000
証 書 貸 付	1,485,103	外 国 為 替	11
当 座 貸 越	96,659	売 渡 外 国 為 替	1
外 国 為 替	1,434	未 払 外 国 為 替	10
外 国 他 店 預 け	1,424	そ の 他 負 債	8,497
取 立 外 国 為 替	9	未 払 法 人 税 等	176
そ の 他 資 産	15,881	未 払 費 用	1,257
前 払 費 用	653	前 受 収 益	792
未 収 収 益	2,091	給 付 補 填 備 金	1
金 融 派 生 商 品	52	金 融 派 生 商 品	53
そ の 他 の 資 産	13,083	リ ー ス 債 務	37
有 形 固 定 資 産	25,899	そ の 他 の 負 債	6,178
建 物	6,335	賞 与 引 当 金	386
土 地	16,619	株 式 報 酬 引 当 金	27
リ ー ス 資 産	34	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	152
建 設 仮 勘 定	1	偶 発 損 失 引 当 金	1,631
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,908	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,555
無 形 固 定 資 産	3,999	支 払 承 諾	1,675
ソ フ ト ウ ェ ア	3,896	負 債 の 部 合 計	2,076,198
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	102	(純 資 産 の 部)	
前 払 年 金 費 用	1,211	資 本 金	38,300
繰 延 税 金 資 産	9,389	資 本 剰 余 金	24,600
支 払 承 諾 見 返	1,675	資 本 準 備 金	24,600
貸 倒 引 当 金	△ 32,043	利 益 剰 余 金	33,133
		利 益 準 備 金	1,904
		そ の 他 利 益 剰 余 金	31,228
		繰 越 利 益 剰 余 金	31,228
		株 主 資 本 合 計	96,033
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,606
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,663
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	12,269
		純 資 産 の 部 合 計	108,303
資 産 の 部 合 計	2,184,501	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,184,501

損益計算書 (2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		28,273
資金運用収益	23,442	
貸出金利息	20,617	
有価証券利息配当金	2,754	
コールローン利息	△ 5	
預け金利息	74	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	3,884	
受入為替手数料	903	
その他の役務収益	2,981	
その他の業務収益	362	
外国為替売買益	44	
国債等債券売却益	317	
その他の業務収益	0	
その他の経常収益	583	
償却債権取立益	14	
株式等売却益	478	
その他の経常収益	90	
経常費用		39,910
資金調達費用	233	
預金利息	210	
譲渡性預金利息	21	
コールマネー利息	△ 0	
債券貸借取引支払利息	1	
金利スワップ支払利息	0	
役務取引等費用	1,162	
支払為替手数料	154	
その他の役務費用	1,008	
その他の業務費用	314	
国債等債券売却損	80	
国債等債券償還損	208	
国債等債券償却	25	
営業経費用	21,888	
その他の経常費用	16,310	
貸倒引当金繰入額	13,980	
その他の経常費用	2,330	
経常損失(△)		△ 11,636
特別利益		104
固定資産処分益	104	
特別損失		2,910
固定資産処分損失	858	
減損損失	2,052	
税引前当期純損失(△)		△ 14,441
法人税、住民税及び事業税	69	
法人税等調整額	△ 4,794	
法人税等合計		△ 4,724
当期純損失(△)		△ 9,717

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（４）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（５）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

（６）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

（１）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 32,043 百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「重要な会計方針」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いております。

- ・ 債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・ 過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・ 予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する過去実績の趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、翌事業年度末に向けて徐々に緩和に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予定損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

追加情報

(連結納税制度の適用)

当行は、2022年3月期より株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用することについて、国税庁長官の承認を受けたため、当事業年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,010百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,780百万円、延滞債権額は68,537百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は29百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,801百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,148百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,576 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	25 百万円
有価証券	224,696 百万円
その他の資産	22 百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,221 百万円
借入金	80,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 4,310 百万円及びその他の資産 9,000 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金 2,963 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、99,006 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 81,292 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 13,660 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 980 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は291百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額 566百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 32,184百万円
15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当は、ありません。
16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は7.58%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 5百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 5百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 16百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|---------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 4百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 463百万円 |
2. 店舗統廃合・移転等の決定及び地価の下落等に伴い、当行において一部の営業用店舗（土地・建物等）等について投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額2,052百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。なお、当行は主として管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

3. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東日本保証サービス(株)	保証業	100	当行貸出金の債務者に関する信用保証	保証委託(注1)	43,373	-	-
					支払保証料(注2)	4	-	-
					代位弁済(注3)	131	-	-
親会社	(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	経営管理業務等	(100)	経営管理等	譲渡性預金の受入(注4)(注5)	29,601	譲渡性預金	31,000
					譲渡性預金利息の支払(注5)	0	未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額は、当行貸出金の債務者に関する保証委託期末残高であります。なお、保証料は、債務者が直接同社に支払うほか、一部の貸出金については当行より支払っております。
- (注2) 支払保証料につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 取引金額は、当事業年度中に同社より代位弁済を受けた合計金額であります。
- (注4) 譲渡性預金の受入の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。
- (注5) 譲渡性預金の利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式(2021年3月31日現在)

子会社・子法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	1,010

2. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	5,268	3,647	1,621
	債券	150,813	150,509	303
	国債	-	-	-
	地方債	50,542	50,418	124
	社債	100,270	100,090	179
	その他	74,683	66,369	8,314
	小計	230,765	220,526	10,239
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,052	1,126	△73
	債券	108,530	108,768	△238
	国債	-	-	-
	地方債	55,484	55,636	△151
	社債	53,045	53,132	△86
	その他	22,111	22,520	△408
	小計	131,694	132,415	△720
合計		362,460	352,941	9,519

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	856
その他	472
合計	1,329

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4	0	-
債券	11,519	36	0
国債	-	-	-
地方債	611	1	-
社債	10,907	34	0
その他	20,799	759	80
合計	32,323	796	80

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	9,095 百万円
有価証券償却	182 百万円
退職給付引当金	1,521 百万円
繰延資産償却	1,032 百万円
その他	<u>3,174 百万円</u>
繰延税金資産小計	15,005 百万円
評価性引当額	<u>△2,646 百万円</u>
繰延税金資産合計	12,359 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,912 百万円
その他	<u>△56 百万円</u>
繰延税金負債合計	△2,969 百万円
繰延税金資産の純額	<u>9,389 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	612 円 33 銭
1株当たりの当期純損失金額	54 円 94 銭

潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額は、潜在株式が存在しないため、記載していません。

第155期 決算公告

2021年6月30日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 大石 慶之

連結貸借対照表(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	127,565	預 金	1,855,707
有 価 証 券	363,790	譲 渡 性 預 金	124,400
貸 出 金	1,664,351	借 用 金	80,000
外 国 為 替	1,434	外 国 為 替	11
そ の 他 資 産	17,667	そ の 他 負 債	9,463
有 形 固 定 資 産	25,908	賞 与 引 当 金	397
建 物	6,335	株 式 報 酬 引 当 金	27
土 地	16,619	退 職 給 付 に 係 る 負 債	26
リ ー ス 資 産	36	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2
建 設 仮 勘 定	1	利 息 返 還 損 失 引 当 金	5
その他の有形固定資産	2,915	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	152
無 形 固 定 資 産	4,001	偶 発 損 失 引 当 金	1,631
ソ フ ト ウ ェ ア	3,897	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,555
その他の無形固定資産	104	支 払 承 諾	1,675
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,743	負 債 の 部 合 計	2,076,057
繰 延 税 金 資 産	9,349	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	1,675	資 本 金	38,300
貸 倒 引 当 金	△ 32,520	資 本 剰 余 金	24,653
		利 益 剰 余 金	33,273
		株 主 資 本 合 計	96,226
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,606
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,663
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	369
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	12,638
		非 支 配 株 主 持 分	43
		純 資 産 の 部 合 計	108,909
資 産 の 部 合 計	2,184,967	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,184,967

連結損益計算書 (2020年4月 1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		28,635
資金運用収益	23,452	
貸出金利息	20,626	
有価証券利息配当金	2,754	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 5	
預け金利息	74	
その他の受入利息	1	
役員取引等収益	4,243	
その他の業務収益	362	
その他の経常収益	576	
償却債権取立益	14	
その他の経常収益	562	
経常費用		40,257
資金調達費用	234	
預金利息	209	
譲渡性預金利息	21	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
債券貸借取引支払利息	1	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	1,158	
その他の業務費用	314	
営業経費用	22,136	
その他の経常費用	16,413	
貸倒引当金繰入額	14,072	
その他の経常費用	2,340	
経常損失(△)		△ 11,621
特別利益		104
固定資産処分益	104	
特別損失		2,910
固定資産処分損失	858	
減損損失	2,052	
税金等調整前当期純損失(△)		△ 14,427
法人税、住民税及び事業税	88	
法人税等調整額	△ 4,917	
法人税等合計		△ 4,828
当期純損失(△)		△ 9,598
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△ 9,603

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

東日本ビジネスサービス株式会社

東日本保証サービス株式会社

東日本銀ジェーシービーカード株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

4. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～47年

その他 2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却することとしております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

8. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。

14. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。連結される子会社も主に税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 32,520 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「会計方針に関する事項」の「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・予想損失額の算出に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する過去実績の趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、翌連結会計年度末に向けて徐々に緩和に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当行及び一部の連結される子会社は、2022年3月期より株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用することについて、国税庁長官の承認を受けたため、当連結会計年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行及び一部の連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,781 百万円、延滞債権額は 68,541 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 29 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,801 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 85,153 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,576 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	25 百万円
有価証券	224,696 百万円
その他資産	22 百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,221 百万円
借入金	80,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 4,310 百万円及びその他資産 9,000 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 2,963 百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,253 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 80,675 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,684 百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 980 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 291 百万円であります。

12. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は 7.72% であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 478 百万円を含んでおります。

2. 店舗統廃合・移転等の決定及び地価の下落等に伴い、当行において一部の営業用店舗（土地・建物等）等について投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 2,052 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。なお、当行は主として管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

3. 包括利益 8,160 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。地域の中小企業及び個人顧客を対象とした業務を当行グループの中核事業と位置づけ、業務の健全性と適切性を確保し、当行が地域金融機関としての使命を遂行していくことを基本方針としております。このため、当行では、銀行の資産と負債を総合的に管理するためのALM委員会において、各種のリスクテイクのあり方を検討しつつ、経営環境や市場環境の変化に対応できる銀行全体の運用・調達構造の構築に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務において運用する目的で、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスクや価格変動リスクに晒されております。

金融負債については、主として法人預金及び個人預金であり、風評リスクの顕在化等による当行の信用力低下により、資金の調達が困難となり損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場の変動により損失が発生する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、リスクヘッジを目的に、金利関連取引の金利スワップ取引、及び通貨関連取引の資金関連スワップ取引に取り組んでおり、金利・為替などの市場の変動により損失が発生する市場リスク、及び取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、貸出の基本方針であるクレジットポリシーに基づき与信の小口分散に努めているほか、個別の与信審査においては、担保・保証に過度に依存することのないようお客さまの財務内容、経営状況、資金使途の健全性、回収確実性など定量面や定性面を総合的に判断しております。

また、信用リスク管理部署であるリスク管理部は、個別与信審査を行う融資部から独立した組織とし、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を実施しております。

② 市場リスクの管理

《管理態勢》

当行では、ALM (Asset Liability Management) の一環として、金利リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。具体的には、リスク管理部署は各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、毎日、直接経営陣に報告しております。

また、毎月開催される経営会議において、市場リスクの状況について報告しております。

《市場リスクの計測》

当行では、市場リスクについて、VaR (バリューアットリスク) やBPV (ベースポイントバリュー) を計測してリスク管理を行っております。また、VaRだけでは十分に捉えられないリスクについてはストレステストを定期的実施し、自己資本と対比する等の方法で補完しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、銀行間市場取引に依存せず、個人預金の獲得に重点を置くなど、常に安定的な資金調達に努めております。

《管理態勢》

当行では、資金繰り管理を適切におこなうために半期ごとに換金性の高い流動性資産を一定水準以上確保しなければならないとする第一線準備額などを経営会議で定めております。リスク管理部では、この支払準備額が一定水準以上確保されていることを日々監視しております。

流動性リスクの顕在化の兆候が察知された場合には、「資金繰り緊急態勢」に移行し、必要な対応策について意思決定し行動に移す管理体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	127,565	127,565	—
(2)有価証券			
その他有価証券	362,460	362,460	—
(3)貸出金	1,664,351		
貸倒引当金（*1）	△32,045		
	1,632,305	1,635,744	3,438
資産計	2,122,331	2,125,769	3,438
(1)預金	1,855,707	1,855,769	61
(2)譲渡性預金	124,400	124,400	—
(3)借用金	80,000	80,000	—
負債計	2,060,107	2,060,169	61
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアム等を算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	856
組合出資金(*2)(*3)	472
合 計	1,329

株式会社 東日本銀行

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 非上場株式については、減損処理は行っていません。また、組合出資金について、64百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券(2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	5,268	3,647	1,621
	債券	150,813	150,509	303
	国債	—	—	—
	地方債	50,542	50,418	124
	社債	100,270	100,090	179
	その他	74,683	66,369	8,314
	小計	230,765	220,526	10,239
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,052	1,126	△73
	債券	108,530	108,768	△238
	国債	—	—	—
	地方債	55,484	55,636	△151
	社債	53,045	53,132	△86
	その他	22,111	22,520	△408
	小計	131,694	132,415	△720
合計		362,460	352,941	9,519

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4	0	—
債券	11,519	36	0
国債	—	—	—
地方債	611	1	—
社債	10,907	34	0
その他	20,799	759	80
合計	32,323	796	80

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 615円51銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額 54円29銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。